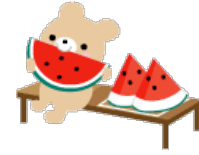




みどり



161号『介護保険③』

2021年8月1日発行／編集責任者 田中 眞／毎月1日発行／群馬県藤岡市篠塚105-1
<http://www.shinozuka-hp.or.jp/center/>

はじめに

新型コロナ感染症に対しての新たな生活様式も徐々に定着してきました。今年の4月に介護報酬改定が行われ、介護保険サービス利用額にも変更がありました。また、8月から介護保険施設の入所費用の一部に変更があります。

そこで、今回は介護保険施設の特徴や費用の仕組みなどについてお話したいと思います。

介護保険制度 各種証明証

介護保険施設に入所する場合、下記の3点の組み合わせで各施設の基本入所費用が決まります。要介護認定をすでに受けておられる方はぜひ一度、要介護度・認定期間、負担割合についてご確認してみてください。

- ① 介護保険被保険者証（要介護度・認定期間）
- ② 介護保険負担割合証（1割・2割・3割）
- ③ 介護保険負担限度額証（※該当者のみ申請）

介護保険施設とは

■介護老人保健施設

対 象：要介護1～5
特 徴：看護・リハビリ専門職が配置されており自宅復帰を目指した施設。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対 象：要介護3・4・5
特 徴：長期的に介護を必要とする方の生活の場としての施設。

■介護療養型医療施設（令和5年度末に廃止）

対 象：要介護1～5
特 徴：喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアがあり、他施設での療養が難しい方に介護等を提供する施設。

■介護医療院（平成30年度新設）

対 象：要介護1～5
特 徴：介護療養型医療施設の廃止に伴い、医療的ケアと生活の場を提供する施設。

介護療養型医療施設と介護医療院

介護療養型医療施設の廃止に向けて、医療的ケアを必要とする方の受け皿として平成30年度に新たに介護医療院が新設されました。

ここ1～2年の間に群馬県内でも介護療養型医療施設から介護医療院へ転換する施設も増えてきました。当院もその一施設です。

その他の入所施設

「認知症対応型共同生活介護★（グループホーム）」、「介護付有料老人ホーム」、「軽費老人ホーム（ケアハウス）」などの入所サービスや、「サービス付き高齢者向け住宅」など介護保険の在宅サービスが利用できる施設があります。

★マークは「地域密着型サービス」です。入所する場合、原則、施設と同じ市町村にお住まいの方のみが対象となっています。

介護保険施設の入所費用のしくみ

それでは、さっそく介護保険施設の入所費用について説明していきます。

入所費用の内訳は大きく4つに分別されます。

施設サービス費 + 居住費 + 食費 + その他

① 施設サービス費

1ヶ月あたりの介護保険負担割合（1～3割）に応じた施設入所費用です。

介護報酬という料金が国で設定されます。

例) 介護医療院の施設サービス費（1割）

	多床室	従来型 個室	ユニット 型個室
要介護1	24240円	20940円	24750円
要介護2	27480円	24210円	27990円
要介護3	34530円	31230円	35040円
要介護4	37500円	34230円	38010円
要介護5	40200円	36900円	40710円

② 居住費

1日あたりの居住費は各施設で設定することができます。



例)

多床室	従来型個室	ユニット型個室
377 ～754円	1310 ～1948円	2006円

③ 食費

1日あたりの食費は各施設で設定することができます。

例) 1392円～1900円（平均値1670円/日）

④ 日常生活費（洗濯・理美容など）

①～④の合計が、
月10～17万円くらいです。

居住費・食費の負担軽減

介護保険では、施設サービスを利用した場合の居住費・食費は全額自己負担となりますが、所得が低い人は申請により下記のように負担軽減される制度があります。※対象になる施設は前項にあげた「介護保険施設」で、「その他の入所施設」は制度の対象外です。

介護保険負担限度額認定

負担限度額段階が対象になる人

- 生活保護受給者
- 本人及び世帯内で市民税を課税されている人がいない
- 世帯分離している配偶者も市民税を課税されていない

	居住費			食費	
	多床室	従来型 個室	ユニット型 個室	入所	短期 入所
第1段階	0円	490円 (320円)	820円	300円	300円
第2段階	370円	490円 (420円)	820円	390円	600円
第3段階 ①	370円	1310円 (820円)	1310円	650円	1000円
第3段階 ②	370円	1310円 (820円)	1310円	1360円	1300円

※負担段階は収入状況の要件があります。

※年金収入額は課税年金の他に非課税年金（遺族年金・障害年金）を含みます。

※預貯金等の資産要件があります。

詳しくは、当院の地域連携室相談員や、ケアマネジャーにご相談ください。

（文責：松本真愛）